

組織運営規程

[総 則]

第1条 公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）の組織、及び運営は、定款、附則及びその他の諸規程によるほか、この規程の定めるところによる。

[役員選任]

第2条 本会の役員を選任方法については、定款第22条のほか別に定める役員選任規程による。

[委員会]

第3条 理事会が必要と認めた場合、定款第35条により委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、その目的に関する検討結果等を理事会に報告する。
- 3 委員会の委員の定数は、理事会で定める。
- 4 委員は、理事会において選任、及び解任し、委員長は原則として委員の互選とする。

[部 局]

第4条 本会の会務を円滑に行うため、定款43条に定める事務局のほか、以下の部局を置く。

総務部、財務部、学術部、記念事業部、地区会部、教育部、社会事業部、企画・情報部、環境放射線部、編集部

- 2 部局員の定数は、理事会で定める。
- 3 各部局は、その事業運営について協議し、その経過報告・事業計画、及び予算について理事会に報告する。

[地区会]

第5条 本会の地区組織強化、及び連絡調整のため、次の地区会を置く。

- (1) 県北地区会
- (2) 県央地区会
- (3) 県西地区会
- (4) 県南地区会
- (5) 鹿行地区会

- 2 前項の地区会には、地区会代表を置く。
- 3 地区会代表の選出及び職務は、地区会規程の定めによる。

[規程の改廃]

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2014.7.9 改定